

山本清先生による

LS入試直前 総合ガイダンス

～点差が開く「表現系」科目対策！～

小論文・ステートメント・面接の実際

表現系科目で試されること

「法曹業界」が置かれている現実

Why you? Why us?

人に伝わる文章術

辰巳専任講師 山本 清 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

総合ガイダンス CONTENTS

【ステートメント・面接の予備知識】

早稲田・慶応・中央のフォーマット	2
参考ステートメント3通	5
バックグラウンド別ステートメント 教材予定表	11
文章技術レジュメ	12
ステートメントのための業界研究 法曹の歴史・役割	13
ステートメントのための業界研究 東京の司法過疎問題	14
ステートメントのための業界研究 法曹界の黒船襲来	15
入試科目としての英語	16

【ロースクール小論文講座・関連講座】

早稲田2005面接試験問題 プラス 答案	18
プラクティス編 「読む演習」テキスト(昨年度)	別冊
時事問題カリキュラム表	22

【この講座を受講して難関校に合格】

9人の合格体験記・完全版	24
--------------	----

【ステートメント・面接の予備知識】

早稲田のフォーマット（2007年度）

この申述書（ステートメント）は、あなたの知的背景や興味、健全な社会常識、奉仕の精神、正義感、情熱などを示してもらうものです。下記の課題（1）（2）について申述書を作成し、提出してください。

なお、それぞれの記述は、自筆の場合は指定の原稿用紙（各3枚）に、ワープロの場合は指定の用紙（各1枚）に作成してください。全ページの右上に氏名を自署し、左上をホッチキスで留めて提出してください。

志願者本人が自らの経験や志願理由、目標に即して作成してください。他者により、もしくは他者が関与して作成されたことが認められる場合、または記載内容に虚偽、もしくは著しい誇張があった場合は、合格・入学を取り消します。

ワープロ使用上の注意

- ・横書きで作成してください。
- ・文字の大きさは10ポイント以上としてください。
- ・一行45文字で作成し、最後に総文字数を明記してください。
（改行・空白等の取扱いに特に指定はありません。）
- ・別紙に印字したものを貼付してはいけません。
- ・指定用紙の裏面の使用は認めません。

（1）あなたが法曹になることが、社会にとって意味があり必要であることを、あなたの経験、能力などに関連づけて、1500字以内で述べてください。

（2）2007年7月13日（金）午後5時、早稲田大学西早稲田キャンパス小野梓記念館1階法務研究科事務所横掲示板に掲出する課題について、1500字以内で述べてください。なお、この課題は、補助的な手段として本研究科Webページにも掲載します。

（<http://www.waseda.jp/law-school/index.html>）

* 第二次選考（面接試験）において、申述書（ステートメント）の各項目について詳細をお聞きすることがあります。

慶応のフォーマット (2006 年度)

2 .あなたが大学学部、大学院その他の教育研究機関において、どのような問題意識にもとづいて、学習、研究およびそれに関連する活動を行ってきたか、特筆すべき事項を1つから3つにまとめ、その主題を箇条書きしたうえで、内容について説明してください。

説明を裏付ける資料を「その他の資料」として提出する場合には、その資料との関連を明記してください。

(スペース、2枚分)

3 .あなたが、社会人としての経験を有する場合は、その経験を通して、いかに高度な専門知識を身につけ、豊かな人間性を培ってきたか、特筆すべき事項があれば、その内容について説明してください。

説明を裏付ける資料を「その他の資料」として提出する場合には、その資料との関連を明記してください。

(スペース、1枚分)

4 .2ないし3の自己評価を踏まえて、あなたが慶應義塾大学院法務研究科(法科大学院)への進学を希望する理由を、あなたが目指す法曹像と関連づけて説明してください。

(スペース、2枚分)

中央のフォーマット（2008年度）

8．志望する法曹像に関する記載欄【必須】

（原稿用紙はオモテ，ウラ各 20×25 マス 合計 1000 文字）

参考ステートメント

学生(司法試験受験生) 志望動機 江沢民事件について

私は大学を卒業して3年間、司法試験受験に専念してきたが、最近出版された憲法の参考書でY大学事件、という名前がついた判例を見つけ、興味深く読んだ。なぜなら、この事件は私がY大学の1年在学中にキャンパスを現場にして起きた事件であり、私も問題となった講演会に出席していたからである。法律や判例というものが、教科書や判例集に掲載されているだけの存在ではなくなった、という意味で、この事件が私に与えたインパクトは大きい。以下、この事件について考えたことの記述を中心に、志望動機を書くことにしたい。

この「Y大学事件」とは、中国の江沢民主席(当時)がY大学で講演を行った際に起こった。この裁判の原告となった学生3人は、江沢民主席の公演中に「中国の核軍拡反対」などと叫んで現行犯逮捕され、その後、大学からけん責処分を受けた。

これに対して学生側は、大学が本人に無断で講演会聴講者の名簿を警視庁に渡していたことはプライバシー侵害に当たる、として不法行為の損害賠償請求をした。

この講演会に参加していた私としては、学生の江沢民主席への抗議は、講演妨害行為であり不愉快だった。講演会参加者にとどまらず、その後のキャンパス内の学生が示した反応も、私と同じように無関心、または「騒いだ学生が悪い」というものが多かった。そして事件は徐々に忘れられていった。

その後、この事件は裁判になり、新聞などでも節目に報道されたようだが、私は気づかなかった。そして次にこの事件に出会ったのは、冒頭で述べた憲法の参考書だったのである。

私は正直、参考書に詳細に紹介してあったこの判決の成り行きに驚いた。地裁、高裁では却下、棄却、という形で原告学生が敗訴したのに、最高裁では学生が一部逆転勝訴した。

それまでの勉強で私は、最高裁は「保守的であり、下級審が出した妥当な判決を覆すところ」という印象を持っていた。ところが、この判決を見る限り、最高裁は地裁・高裁よりも警察や大学にとって不利な判決を出しているのだ。しかも、5人の裁判官が3対2、という僅差で別々の考えを公表している。

最近、最高裁を含めて裁判所が憲法訴訟や行政訴訟で、画期的な判決をいくつも出していることを、勉強が進むにつれて知った。

法律は保守的な学問だ、とよく言われる。確かに法律学は、過去の判例から自由に議論することは許されず、前例踏襲の考え方が支配的な学問分野である。しかし、私は、自分が関わった「Y大学事件」を通して、通俗的に言えば「最高裁がセクトを勝訴させ、大学を敗訴させることもある」ということを知った。当事者がだれであろうが、筋が通っている主張をする方を勝たせる。これこそが法の番人のあるべき姿ではないだろうか。

確かに冷静に考えて見ると、個人情報に本人の承諾なく警察の手に渡るのには、許されないことである。最高裁判決が言うように、講演会参加者から氏名などの情報を取る際に、警備の必要上その情報を警察に伝える、ということを告知して承諾を得る、という手続きが簡単にできたはずなのである。司法試験の勉強で暗記する「自己情報コントロール権」とは何なのかについて、少しだけ理解が進んだ気がする。

42
43
44
45
46
47
48
49
50
51

日本社会は今後、法化社会になっていく、といわれて久しい。私は法曹の一員になりたい。筋が通っているのかをクライアントと一緒に考える弁護士になりたい。 = 約 1430 字

- Q 1 このステートメントに何点を付けるか。
- Q 2 リードは主張の見通しを伝えられているか。
- Q 3 Y大学事件、という素材に着目したのはどうか。
- Q 4 Y大学事件を分析し切れているか。ディテールはどうか。
- Q 5 Y大学事件の現場に居合わせた貴重な体験を生かすことができたか。
- Q 6 Y大学事件を論じる際、利益衡量に成功しているか。
- Q 7 「最高裁がセクトを勝訴させ」た、という表現はどうか。
- Q 8 結びの表現は説得力があるか。

学生 志望動機 頼りがいのある裁判官

私は、頼りがいのある裁判官になりたい。2009年から始まる裁判員制度を前にして、他人の話に耳を傾け素人にもわかりやすく話のできる裁判官が求められている。

大学の学園祭で模擬裁判を見たときに、裁判官の重要性を強く感じた。なぜなら、どんなに有能な弁護士であっても、結局最後に判断を下すのは裁判官であり、その裁判の結果一つで人の運命が大きく左右されてしまうからだ。そのような判断を下す立場にある人間は、誰からも頼りがいのある人物でなければならない。特に、裁判員制度が始まれば、裁判には素人の一般市民が裁判官と一緒に判断をすることになる。裁判官は、市民が参加しやすいように、できるだけわかりやすく事件を紹介したり、意見に耳を傾けたりと、従来よりもさらに頼れる存在とならなければならない。

では、どんな人物が裁判官としてふさわしい人物なのだろうか。大学の法学部のゼミの友人に聞いてみたところ、「今の裁判官はとても優秀な人達で、いつも競争に勝ってきた人達だから、負けることをあまり知らない。だから、そのような気持ちのわからない人が裁判官になる場合が多くて、そのことを問題視している人もいる」と言っていた。私はこの話を聞いて、私だったらいろんな立場の人達の気持ちがわかる裁判官になれるかもしれないと思った。

私は、いつも勉強が得意ではなかったので、成績のいい友人にいろいろ勉強の仕方を聞いてとりあえずどんな方法でもいいから試してみる、そして、その中から自分にあった勉強方法を見つけてその人達に追いつこうと努力していた。これは勉強に限らず高校時代の部活動、アルバイトでの仕事を覚える過程など、どんな状況においても同じだった。だから、何を始めるときでも、何か自分に能力があって、人より何かがうまくできるということはあまりなかった。だからこそ、何かできないで困っている人や、失敗した人達の劣等感などに想像力を働かせて、相手を理解することができると思う。こんな私の性格は、裁判官に向いているのではないかと思っている。

裁判官といっても、完璧な人間ではない。時には妥当ではないと思われる判断を下すこともある。裁判員制度は、閉鎖的な裁判所の中に一般市民の感覚を取り込もう、つまり裁判官も市民と一緒に妥当な判断とはどんなものかということを探しようというものだ。そのためには、裁判官が裁判員に話しかけ、耳を傾けて、積極的にコミュニケーションをとっていかなければならない。私は今までの経験を生かして、そのような裁判官になりたいと思う。=約1,060字

- Q 1 このステートメントに何点を付けるか。
- Q 2 リードは主張の見通しを伝えられているか。
- Q 3 表面的、という批判に、筆者は反論できるだろうか。
- Q 4 模擬裁判、そして模擬裁判に関わった友人は情報源たりうるか。
- Q 5 「私だったらいろんな立場の人達の気持ちがわかる裁判官になれる」という記述は説得力があるか。
- Q 6 人からいろんなことを聞いたことと、法曹の適性は関係があるか。
- Q 7 いつも勉強が得意でなかった、と書いてしまっているのか。
- Q 8 筆者は、裁判員制度について理解しているか。

社会人(会社員) 自己PR 職場のメール

私は、家電メーカーの総務畑で15年間、従業員7000人を抱える企業の内部調整に従事してきた。持ち場によって様々な利害が対立する企業で、いかにして働きやすい職場をつくることができるかをいつも考えてきた。

最近、企業秩序と労働者の権利が衝突する、その形態が変わってきた。私が入社したころは、会社は強者、従業員は弱者、という構図が明らかだった。そして、弱者たる労働者を守るための労働組合が健在だった。

しかし、ここ数年は、このようなシンプルな構図では説明できなくなっている。

一部の高学歴の新人は、強い。こちらがびっくりするほどアッサリと会社をやめてしまう。辞めても、いわゆる第二新卒のマーケットがあり、苦勞せずに再就職することが可能なようだ。一方で、その「一部の強い人」以外の人たちの強さは、何段階にも分かれるが、最も弱いのは50歳を超えた非管理職、そして、別の意味で弱いのは派遣とパートの人たちだ。そして、労働組合の組織率が下がって、従来ほど組合が力を持っていない状況では、弱い人は、本当に弱い。組合を背後に持たない派遣・パートの人たちが弱いのは言うまでもない。

あるとき、会社の主力工場の管理部門で働く女性と工場長の間で問題が起こった。

この女性は20代の後半。契約書を作成したり、勤務表をつくったりする総務系の仕事をしている。派遣で来ているが、仕事ぶりは非常にまじめで、こちらの希望で5年間、継続して来てもらっていた。

この女性はパソコンが得意で、いろんなソフトを使いこなす。仕事でもネットを駆使しているが、周囲から見ると、公用なのか私用なのか判然としないところが問題だった。私用メールも出しているようだった。当人の言い分では、作業効率は落ちておらず、与えられた仕事は同僚以上にこなしている、ということだった。確かに、この女性の作業効率はよく、どんな書類作成を頼んでも、誰よりも早く終えてしまう。

しかし、この主力工場に今年4月から赴任した工場長は、このような仕事のやり方が承服できなかった。仕事をしている間は仕事に専念すべきだ、というのがこの上司の信念だった。また、工場長からすると、派遣労働者が私用のネットやメールをするのは論外、ということだった。

工場の次長からの電話で「火種」を知った私は、工場に出張することにした。派遣労働者を取り替えてもらうのは、派遣会社と話をすれば簡単だ。法律的にも問題はない。しかし、そのような対応をすれば、現在社内内で受け入れている2000人以上いる派遣の人たちの士気に大きく関わる。事実、この主力工場では、ラインで働いている人のうち、半数が正社員、3割が派遣、2割がパート、という状

況だ。派遣の処遇をおろそかにしてはいけない。 43
結論としては、勤務時間中の私用メールや私用ネットは一切、や 44
めてもらう、そのかわりに作業効率がいい部分は評価して、時給単 45
価を2割アップすることで関係者全員が納得することができた。職 46
場規律を保持しつつ、有能な戦力に気持ちよく働いてもらう、とい 47
う2つのことを両立させることができた。 48
このごろ私についたあだ名は「出張が多い総務マン」である。出 49
張で極力現場に向いて問題を解決する、ということを私は信条に 50
している。=約 1350 字 51

- Q 1 このステートメントに何点つけるか。
- Q 2 リードは、伝えるべきことを伝えているか。
- Q 3 志望動機にするためにはどうすればいいか。
- Q 4 派遣の事務員のエピソードは有効か。
- Q 5 派遣の事務員の「事件」に、筆者はどのような関わり方をしたか。
- Q 6 派遣労働者の処遇は、なぜ語る意味があるのか。
- Q 7 筆者が本社から出張して得られた結論は説得的か。
- Q 8 一言で言うと、この筆者の強みは何か。

バックグラウンド別ステートメント 教材予定表

【学生・自己PR】

- | | |
|------------|---------------|
| 1、学生（法学部生） | 法律ゼミ・ディベートで活躍 |
| 2、学生 | 丸山真男に関心 |
| 3、学生 | スポーツ選手経験 |

【学生・志望動機】

- | | |
|---------------|--------------|
| 4、学生 | 外国人問題 |
| 5、学生 | 司法過疎を解消したい |
| 6、学生 | 地域密着型 |
| 7、学生（法学部生） | 母との会話 |
| 8、学生（司法試験受験生） | 江沢民事件について |
| 9、学生 | チケットのネット取引 |
| 10、学生（法学部生） | 行政法と自治体 |
| 11、学生 | 頼りがいのある裁判官志望 |
| 12、学生 | 検察官志望 |

【社会人・自己PR】

- | | |
|-------|--------------|
| 1、会社員 | 職場のメール |
| 2、公務員 | 公務員と年金問題 |
| 3、主婦 | 身内の相続問題 |
| 4、医師 | 医者をしていて感じること |
| 5、銀行員 | 銀行の営業 |
| 6、技師 | ハイテクの現場 |

【社会人・志望動機】

- | | |
|--------|-------------|
| 7、技師 | 新しい世界に飛び込む |
| 8、医師 | 社会生活上の医師 |
| 9、教師 | ケンカ両成敗でいいのか |
| 10、会社員 | 保険法務の矛盾 |
| 11、会社員 | インハウス |

文章技術レジュメ

ロースクール小論文の文章技術

- ・ ロースクール入試の小論文では、はっきり言って文章技術は二の次である。課題文を読み込み、問いを理解し、問いに素直に答える答案を書けばそれで合格する。ロースクール小論文では、社会科学の理論的理解、そして、その理論の理解を示すためのデータの蓄積が問われている、と考えると間違いない。この点については、初年度には「問題文の中に答えはある」「時事問題の知識は必要ない」という意見もあったが、過去3年間の過去問の蓄積によってこのような見解が語られることはなくなった。
- ・ しかし、読みやすい答案をつくるための最低限の技術、ルールは存在する。パラグラフ・ライティングと呼ばれる文章作成法がそれである。学術論文（法律学の論文を含む）、報道記事、そして判決文、訴状、判例評釈に至るまで、社会科学の文章はパラグラフ・ライティングで書かれている。採点委員が日ごろ、パラグラフ・ライティングで書かれた文章を読み、書いているのだから、答案も当然、この形式で書かれていることが小論文試験のルールとなる。私の小論文講座では、このパラグラフ・ライティングは、答案講評と絡めながら「読む演習」「書く演習」の中でその都度、語っていくが、以下、パラグラフ・ライティングについて略述しておく。
- ・ パラグラフ・ライティングで書かれた文章は、リード、ボディ、コンクルージョンという3つのパートから構成される。
- ・ リードでは、全体の見通しを示し、これから自分が文章全体の中で何を主張していくのかを読み手に概観させる。出し惜しみせず、リードでは重要なことはすべて書き切る。文学的な文章なら、もったいぶった書き方もありうるが、ロースクール小論文の採点者は法律（社会科学）の専門家である。そして採点現場では時間がない。ロースクール小論文採点委員の習性として、早く見通しを立てたい、というメンタリティーが確実にある。
- ・ ボディ以下では、リードで提示した主張を、具体的な事実（データ）で肉付けして、正しさを論証していく。また、多くの場合は、ボディの中で反対説を紹介して批判していく。

法曹の歴史・役割

法曹とは（業界研究）

- ・ ロースクール入試で、業界研究は必須である。ステートメントで志望動機、自己PR、「志望する法曹像」を語る際に、法曹とは何か、を知らなければ、何も語ることができない。また、小論文でも法曹倫理・職業倫理、日本の法曹事情が絡んだ出題は頻出である。法曹について知らなければ、ステートメント、小論文、面接、という「表現系」分野では戦うことができない。
- ・ まず法曹の歴史の大筋を押さえる必要がある。日本の歴史上、法律家とはどんな職業だったのか。江戸時代の公事師とは何か。明治、大正、戦前、戦時中の弁護士はどんな状況に置かれていたか。戦後は何が変わり、何が変わらなかったのか。日本の法曹には、ヨーロッパの法曹のようなプロフェッションとしての歴史がない。そこが現在、日本の法曹の弱点になっているのではないかと、言われることがある。また、法曹の歴史はそれ自体がテーマとして時々、ロースクール小論文の課題文に登場する（一例として同志社大 2004 年度の「大岡越前」）。法曹の歴史と現状については、バックグラウンド別エントリーシート講座で詳しく論じる。
- ・ ヨーロッパのプロフェッションは、中世以来の長い伝統を持つ。法曹、聖職者、医師が典型的なプロフェッションである。プロフェッションの中には、教職者やジャーナリストも含むことがある。プロフェッションの役割について述べよ、という問題は、東大 2004・2005、京大 2004、慶應大 2006 など、数限りなく出題されている。プロフェッションについては、ヨーロッパ中世以降のプロフェッションの歴史を一通り、概観しておく必要がある。
- ・ 歴史を概観したら、現代日本の法曹というプロフェッションについて知り、考えなければならない。戦後、弁護士たちは国家からの自治を獲得した。今、弁護士、検察官、裁判官は何人いるのだろうか。そしてそれぞれの職業集団は、どのような評価を社会から受けているのか。弁護士の役割のプロフェッションモデル、依頼者主権モデル、法サービスモデル、内属性の倫理、とは、それぞれ何を意味するのだろうか。
- ・ 業界研究で大切なのは、以上のような議論を踏まえつつ、自分で具体的に考えることである。エントリーシート講座、小論文講座で検討する。

東京の司法過疎問題

- 日本の弁護士人口の分布を見ると、約 20,000 人のうち半分が東京にいる。東京では弁護士過剰、郡部では弁護士過疎、と言われてきた。これは間違っていないが、一面の真理しか表していない。分野によっては東京でも市民が弁護士にアクセスできない、という状況があるからだ。東京で法曹需要が満たされていないことを「東京の司法過疎問題」ということがある。「消費者問題」、「家事」、「労働」、「行政」、「借地借家」、「民事介入暴力」、「医療問題」、「子どもの人権」、「外国人の人権」などが、法曹需要が満たされていない分野である。
- 東京の司法過疎問題には、様々な要因がある。まず、東京には企業法務を手がける弁護士は多いが、上記の分野を積極的に引き受ける弁護士が少ない。医師と違って弁護士は仕事を断ることができるために、供給が少なければクライアントの需要も少ない、ということが起こる。
- また、弁護士が広告を出すことは近年まで禁止されてきた。さらに 2004 年 6 月には弁護士報酬規定が廃止され、依頼する側とすれば、いくらでどんな弁護士が受任してくれるのか一層わかりにくくなった、という声も聞かれる。
- 公設事務所や公的法律相談窓口があるのは「ゼロワン地域」だけではない。東京の都心にも法律相談センターがある。2004 年 8 月からは東京の 3 弁護士会が共同で有料相談の窓口を設けている。消費者問題、医療問題、労働事件では、事案の特殊性、機動的対応の必要性から特別相談を実施するなどしている。
- 市民アクセス開設のため、都市型公設事務所が東京、大阪、岡山、札幌で開設された。今後、弁護士会は法律扶助協会や 2006 年 10 月から業務を開始する日本司法支援センターと協力して、都市部・郡部を問わず、日本社会の法化社会化に向けて努力していくことが期待されている。
- 近く司法試験は 3000 人合格時代を迎える。東京で弁護士をめざす人は、これまでも増して、弁護士として何を手がけたいのか、を真剣に考えていくことが求められている。

法曹界の黒船襲来

- ・ 日本の法曹界が外資に乗っ取られる。そんな近未来のシナリオを描いた小説『司法占領』（鈴木仁志著、講談社、2002年）が法律家の間で静かなブームを呼んだ。ポータレス時代の自由化は、モノ、カネ、ヒト（サービス）と進んできた。サービスの自由化の1つとして、法律実務の自由化も日米間で1990年代以来、議論されてきた。
- ・ 法律サービスの自由化には、「日本語」「日本法の条文」という非関税障壁が存在する。しかし、同じような障壁があるはずのドイツが、イギリスの事務所に「司法占領」された。ドイツ語は米国、英国にとってはマイナー言語であるといつてよい。また、ドイツ法はフランス法と並ぶ大陸法の本家であり、判例法の英米法とは大きく体系を異にするのである。
- ・ 日本の法曹界も占領されてしまうのか。21世紀に入って、日本の法律実務マーケットは開放へと大きく舵を切る。司法改革審議会意見書（2001年6月）は「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・共同を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである」としていた。
- ・ 米国側からは、2001年10月、日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく要望を出し、以下の2点を求めた。外国弁護士と弁護士との提携自由化、外国弁護士による弁護士の雇用解禁。
- ・ これらを受けて、政府の司法改革推進本部の国際化検討会で2004年からについて、検討が始まった。日弁連は、特定共同化事業（外国法事務弁護士事務所と弁護士事務所を分離して共同化を認める制度）は認めて、雇用解禁は死守しようとしたが、かなわなかった。結果として外弁法が2003年7月に改正され、弁護士と外国法事務弁護士の共同事業（外国法共同事業、外弁法49条2項、49条の2）の解禁、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止（外弁法49条1項）の解禁、が決まった。
- ・ 数千人単位で弁護士を雇用する英米系事務所による日本の法曹界の支配を懸念する意見がある一方で、一部企業関係者からはM&A、プロジェクトファイナンスなどのサービス向上を期待する意見もある。

入試科目としての英語

- ・ 英語は、東大、一橋大、慶応大で必須の出願書類である、という意味で重要である。つまり、完全に無視してしまうと、この3つのロースクールに出願することができなくなる。
- ・ 適性試験が思ったより高く、東大や一橋大に志望校を格上げする場合には、すぐにでも英語対策を意識する必要がある。
- ・ 慶応大は、適性試験の比重が低い大学である。それだけ、学部成績や英語の比重が高い。英語のスコアが高ければ、適性試験の点数が平均を割っていても一次選考を突破できる場合がある。
- ・ 上智大は、英語が必須ではないものの、トーイック 900 (トーフル 250) を超えれば、いわゆる「英語枠」の受験が可能となり、格段に有利になる。
- ・ その他の大学でも、多くの場合は英語のスコアを任意で提出することができる。近年、ロースクール入試において適性試験の比重が下がってきており、相対的に英語の比重が高くなっている、ということができる。いわゆる「高偏差値大学」の学部生でも、なかなかトーイック 600 をマークすることは難しい。そんなに「高得点」ではなくても、スコアを出しておくことは損にはならないだろう。
- ・ ロースクール入試は総合評価であるから、英語がかなり低い点数でも東大、一橋大、慶応大への合格は可能ではある。
- ・ 英語について注意すべきは、学校によってトーフル、トーイックの指定があることである。また、トーフルは受験の予約が極めて取りにくいし、トーイックも受験機会が年間数回、と極めて限られている。できるだけ多くの受験機会を確保し、一点でも高いスコアを提出したいものである。東京でトーフルの予約が取れない場合は、東京以外での受験を検討する価値がある。なぜなら英語は「受験科目」だからだ。
- ・ 適性試験の比重が下がってきている近年のロースクール入試では、英語は、「表現系」と並んで重要性を増している。捨てないで受験してみることを勧めたい。

【ロースクール小論文講座・関連講座】

面接試験では、以下の問題文にもとづき、あなたと面接委員との間で対話をしたいと思います。ここで展開される質疑応答は、あなたの論理的思考力とコミュニケーション能力を確認するためのものであり、法学的な知識を問うことをねらいとするものではありません。また、法律的に「正しい」結論を出すことができるか否かにより、あなたを評価するものでもありません。回答する際には、法律のことを知らない一般の人同士の会話となるよう心がけてください。あまり堅苦しく考えず、自由な発想で回答するようにしてください。

<問題>

以下の事件は、日本であった実話に基づくフィクションです。

A 夫妻と B 夫妻は、15 世帯の新興住宅地に住む友人同士でした。ある日、A 夫妻の子（A'）が B 夫妻宅で B 夫妻の子と遊んでいました（ともに 3 歳の幼児でした）。A 夫妻が買物に行くために A' を連れ出しに来ましたが、A' は行くのを嫌がりました。そのとき、B 夫妻は大掃除中でしたが、A 夫妻に「置いていって大丈夫ですよ」と好意を示してくれました。そこで A 夫妻は、B 夫妻に A' を預けて買物に出かけました。ところが、A' は、B 夫妻がちょっと目を離した 10 分間に、付近の囲いのない貯水池に入り溺死してしまいました。

まもなく B 夫妻は、A 夫妻が事件の経過などについて聞こうとしても応じなくなってしまうました。近隣の人々が、「A・B 両家族のためにも、コミュニティーの和合のためにも、話し合いで円満解決をはかるべきだ」と考えて、間に入って和解の努力をしましたが、うまくいきませんでした。A' の死亡から半年が経った頃、A 夫妻は、B 夫妻を相手取って損害賠償を請求する民事訴訟を提起しました。

6 年後、A 夫妻は、一部だけ損害賠償を認める判決を得ました。A 夫妻・B 夫妻は、ともに控訴しました。しかし判決がテレビや新聞で報道されると、A 夫妻に対し、「親切にしてくれた友人を訴えた」とか、「死んだ子供をタネにして金をせしめた」とかといった電話や手紙など非難・嫌がらせが集中し、A 夫妻は控訴を取り下げ、引越しも余儀なくされました。

非難・嫌がらせに対しては、法務省は、「裁判を受ける基本的人権を侵害する行為だ」という異例の見解を公表しました。

その後日本では、気軽に子供を友人に預けたり友人の子供を預かったりすることが、激減してしまいました。

あなたは、以上の事件を全体として考察したとき、A夫妻が訴訟を提起したのは、妥当であったと考えますか、あるいは妥当でなかったと考えますか。

42

43

44

45

(以下余白)

46

【妥当】

近隣の友人の子ども A を B 夫妻が好意で預かり、不注意で監督を怠った結果、その子どもが水死してしまった場合、子どもの親である A 夫妻が訴訟を起こしたことは妥当だろうか。

私は妥当と考える。なぜなら、民事責任の所在や損害の穴埋めについて被害者・加害者の見解が食い違った場合、裁判という場を利用して紛争を解決するのは、市民に権利として認められた手段だからである。

本問の事例は、確かに B 夫妻は好意かつ無償で A 夫妻の子どもを預かっており、B 夫妻としては裁判という場に引っ張り出されるのは心外であろう。子どもを預けるほど近く親しい関係だった B 夫妻、A 夫妻が訴訟の対立当事者となって争うのは、B 夫妻、A 夫妻に限らず、この地域の住民にとっても残念なことであるに違いない。

しかし、本問事例は、近隣の人々による和解の努力が結実せず訴訟外の解決が難しかったからこそ訴訟になった。好意で子どもを預かった場合の事故は、個別の事情をきめ細かく勘案する必要があり、解決が難しい。交通事故で子どもが死亡した場合であれば、過失割合、労働能力、稼働年数などを計算式に入れて損害額の計算をする方式が固まっているが、本問の場合は、そのような「数式」では片付かない難事件であるといえよう。だからこそ、双方が納得するためにも、裁判の場で専門家が慎重に証拠関係を検討する必要がある。つまり、難事件だからこそ、訴訟の場で紛争解決をする必要があるのである。

そして、B 夫妻が無償かつ好意で A 夫妻の子ども A を預かった、という部分は、裁判官が賠償額を算定する場面で公平に勘案することになる。

私は、裁判外での紛争解決の意味がない、と主張しているわけではない。本問のような近隣地区内部の紛争は、本来は訴訟のような当事者の対立構造を前提とした紛争解決方法よりも、当事者による話し合いが望ましいことは承知している。むやみに裁判の場に紛争を持ち込めば、地域社会が破壊される、という主張にも一理ある。

しかし、本問の場合は、訴訟外の解決は、どちらか片方に酷な不当な解決につながる可能性が高い。そうであるならば、この事例に関してはあえて、裁判という解決方法にこだわるのがむしろ、当事者のためになると考える。

以上の考察からすると、当事者以外の第三者が、本件の原告に圧力をかけたのは不当である。このような訴訟の事実上の妨害を防止すべく、法曹関係者やマスコミは最大限、配慮して行動するべきである。= 約 1000 字

【妥当ではない】

本問事例では、本来裁判に持ち込んで解決を図るべきではなかったと考える。裁判の場では、二当事者は原告・被告として裁判官の前で向かい合い、攻撃・防御を繰り返す。しかし、本問のB夫妻とA夫妻は、子どもを預けあったりするほど信頼関係があり、そして事件の後も隣人として付き合いを続ける関係だったはずだ。B夫妻、A夫妻、どちらも、権利・義務関係、民事責任、というような概念の下で攻撃・防御を繰り返すことは望んでいなかったに違いない。とすれば、B夫妻、A夫妻は訴訟以外の場で問題解決を図るべきであった。

近代法が確立するにつれて、市民は権利を侵害された場合に泣き寝入りせず、正当な主張を法廷で展開することができるようになった。裁判を受ける権利は、市民だれにでも保障されている。しかし、このような近代法の「権利・義務」という構造をとる紛争解決方法の限界が近年、指摘されている。

権利・義務関係を争うことで、本問の場合、失われるものが余りにも大きい。事実が解明され賠償を認める判決が得られても、結局A夫妻は引越しを余儀なくされた。民事訴訟は紛争解決を主要目的の1つに掲げるが、本件を検討すると、訴訟によって紛争が「解決」したとは到底、思えない。

確かに法務省が言うように、A夫妻は「裁判を受ける基本的人権」を有する。利害関係を有しない第三者がA夫妻を誹謗中傷することは卑劣な人権侵害である。そして、このような反応を招いたマスコミは報道姿勢を反省するべきである。訴訟を起こすかどうかは、A夫妻が自らの判断で決めるべきである。また、今回のような好意で子どもを預かった場合の事故については、判例の蓄積も少なく裁判外で双方が納得する結論を出すことは非常に難しい。

にもかかわらず、A夫妻はやはり提訴するべきではなかった。A夫妻は最終的には控訴を取り下げ引越していった。事実上、裁判によって救済されるどころか、大きな損失を被ったのである。また、訴訟やその報道、A夫妻の引越しなどによって、コミュニティーも大きく傷ついたと言わざるを得ない。

前例が少なく和解は難しいが、その部分は弁護士や調停委員の努力によって、様々な形で専門家が関与する裁判外手続が機能すべき局面であったと思われる。=約 930 字

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

特集する時事問題カリキュラム表

ケーススタディ編

自己決定

冷凍精子

市場原理

郵政民営化

平等理論

格差社会

生命倫理

臓器移植

環境倫理

京都議定書

職業倫理

司法制度改革

市民社会

市民社会理論

公共理論

NHK問題

国際社会

ヨーロッパ統合

民主主義

民主主義・地方自治

国家理論

靖国問題

人権理論

政治参加・熟議

個と集団

会社と労働者

利益考量

青色ダイオード

社会科学

利息制限法

プラクティス編

法曹倫理

裁判員制度

人権思想

東京都大気汚染訴訟

市場主義

消費者団体訴訟

企業倫理

コムソン問題

近代国家

犯罪被害者

命と環境

サミット・環境

優先処遇

フランスの国家

国際社会

国際社会の民主主義

【この講座を受講して難関校に合格】

講義で得た知識・理論を総動員して合格

中村 拓朗さん

東京大学（未修）合格

慶應義塾大（未修）合格

私は、会社に勤務しながらロースクール受験をしていたため、まとまった勉強時間を捻出することが困難でした。そのため小論文対策は適性試験終了後も行わず、「勉強しなくてもなんとかなるのではないか」とすら考えていました。

しかし、その考えは7月に山本先生の無料ガイダンスを聴講して完全に覆されました。ロースクール小論文では社会科学に関する一定程度の知識・理論を習得していないと、問題の背景にある考え方や利益の対立を見つけ出すことができず、合格レベルの答案を書くことが困難なのです。そこで、私はすぐに山本先生の小論文講座（ケーススタディ編）をビデオ受講することにしました。

山本先生の講義は、緻密な分析に基づく過去問の解説と、深い学識に基づく社会科学理論のインプットで息つく暇ありません。また、書く演習では細かい答案の書き方（段落や字数など）についてもじっくりと解説して下さるので、小論文を全く書いたことがない人でも、この講座を受講すれば十分本番に対応できるレベルにまで達することができると思います。

私は前述の通り、準備を始めたのが遅かったため、全16回のうち8回を受講した時点で慶應義塾大学の試験日を迎えました。準備不足による不安もありましたが、試験ではまさに先生が繰り返し話していた「モダン・ポストモダンの対立」を書かせる問題が出題されたため、余裕を持って解答でき、試験終了とともに合格を確信することができました。

そして、国立大学の受験日である11月までにすべての講義を聴き終え、万全の態勢で東京大学の受験に臨みました。非常に難しい問題でしたが、先生の講義を通じて考える力が付いていたのだと思います。知識や理論を総動員して答案を仕上げ、なんとか合格することができました。

山本先生の講座を受講していなければ、これらの大学院に合格することはできなかったと思います。適性後からでも遅くはありません。これから小論文を学ぶ方にぜひ山本先生の小論文講座をお勧めしたいと思います。

過去問を類型化したカリキュラムの魅力

小野知見さん

慶應義塾大（未修）合格

私が山本先生の講座を推薦する理由は二つあります。ひとつは、本試験の過去問を社会科学の類型に分けた講義であったことです。類型に沿って進む講義は、複雑で難解な社会科学の理論が整理されて頭に入っていました。また、実際の過去問でどのように問われているのかを知りながら、知識を定着させるというスタイルも効果的でした。後に答練や本試験で問題を見たとき、どの類型の話なのか思い起こすことに役立ちました。講義の内容がとても理解し易いものであったので、講義を重ねるうちに知識を自分のものにでき、書くことが苦手だった私でも、これなら書

けそうだという自信がついていきました。

二つ目の点は、講座の答練のレベルが本試験並みで非常に良かったことです。答練の問題については、問われていることは分かっているながらも、毎回頭をひねる良問でした。添削された後、書き直して、本試験で問われても良いように準備しておきました。また、山本先生の講座の答練は多くの大学院で採用されている2つの文章を参考にして論じるパターンで、形式面でも本試験のときは落ち着いて書くことができました。

以上の理由から、私は山本先生の講座を受講して本当に良かったと思っています。是非皆様にもお勧め致します。

適性後から仕事と両立させて合格

小澤美希さん

上智大(未修)合格

成蹊大(未修)合格

私は社会人として、フルタイムの仕事や残業をこなしながらロースクールを受験いたしました。

適性試験の結果はDNCで77点、80点台がぞろぞろという2007年度受験生の中で上位校と呼ばれるロースクールを受けるためには「微妙」な点数でした。私の適性試験の点数はあまりアドバンテージにはならないと分かり、ここで巻き返すためにはとにかく小論文しかないと考えました。実際過去の受験生でも、また私と同期の受験生たちも、低適性でありながら、大逆転劇を巻き起こした人たちが数々いるのです。過ぎた試験のことはさっさと忘れ、次に進むことをお勧めします。

そこで私は適性試験の直後から、仕事と適性試験の勉強にかまけていたためにおろそかになっていた山本清先生のロースクール小論文【ケーススタディ編】を、テープやビデオで何度も繰り返し復習をすること、そして先生お勧めの新聞のクリッピングをはじめました。クリッピングした新聞は持ち歩いてもなかなか読むことができないので、お風呂において目を通すようにしていました。

とはいえ、現実には仕事をしながらなので時間が全くなく、仕事の昼休みや残業後のわずかな時間、そして土日を使いながらの勉強でした。家では仕事の疲れに負けてつつい寝てしまうので、私はカフェやファミレスで勉強をしていました。特に社会人の方は時間のなさに負けずに、とにかく効率よく勉強する方法をどうぞ模索してください。

また、山本先生のステートメントの講座にてステートメントというものを初めて書いたのですが、先生から授業中にアドバイスやアイデアをいただきながら、最後の願書を出すまでに最低10回は書き直しました。これは自分と向き合うという意味で大変重要な作業でありましたし、面接でも自信をもって答えることができるようになりますので、きっちり作り上げていってください。なぜ法曹になりたいのか、なぜ自分じゃなくてはならないのか、そんな心の基盤ができていると、入学後もそう簡単にへこたれないで済むと思います。決して「たかがステートメント」じゃないことを忘れないでください。

そしてまた、ロースクール小論文【プラクティス編】が始まってからは、必ず前もって配られているレジュメを最低でも一読してから授業に臨むこと、との山本先生のアドバイスを忠実に守り、特に復習には時間をふんだんに割くようにしました。先生の講義で受けた説明には無駄は全くありません。できたら、先生が授業中におっしゃる冗談の果てまでノートを取っておくことをお勧めします。

加えて、授業で先生が紹介して下さる数々の本を、もちろんすべて読破するのは難しいとは思いますが、できるだけ読んでみてください。飛ばし読みでもかまいません。必ず何かをつかめます。

不思議なもので、このような生活をしていると少しずつですが小論文は書けるようになってきます。会心の作はなかなか出てきませんが、それでも設問を読み、これが何を問っているのかということがわかるようになってくると面白くて仕方がなくなるものです。きっとこれから受験をする皆様も、その瞬間がもうすぐやってくると思います。楽しみにしててください。

本試験のときは、とにかく最後まで粘れ！との山本先生の声が頭の中をぐるぐる回りました。試験が始まり、頭が真っ白になったまま、えいっ！と書いてしまったものの、どうしても事例が気に食わなくてすべて消して書き直したことも何度かありました。私の経験では、あやふやな気持ちで何となく書いてしまった答えは合格答案にはなりません。最後の「試験終了！」の合図まで粘った答案だけが、合格答案になったのです。周りが皆書き始めたときに我慢してじっくり答案構成をする勇氣、書いたものを消して書き直す気合いは本当に大事です。

どうぞ、皆様も最後の一瞬まで粘り抜いてください。

最後に、これは思わぬ効果なのですが、先生の授業をきっちり聞き、復習をしたおかげでしょうか、私は現在ロースクールにて、憲法の授業の予習がほとんど必要ない状態です。受験だけではとどまらない、ロースクール入学後に必要な基礎知識や能力もいつの間にか身につけていました。先生の授業は思いがけなくすばらしい「おまけ」をプレゼントしてくれました。

長丁場なロースクール受験ですが、どうか最後の最後まで諦めることなく、頑張ってください。必ず頑張りに結果はついてきます。

来年、皆様のどなたかとキャンパスでお会いできることを心より楽しみにしております。

小論文を「社会科学」で解明する名講義

K.S.さん

京都大(未修)合格

中央大(未修)合格

適性試験、学業成績、英語ともにかんばしくない私が法科大学院合格を果たすことができたのは、ひとえに山本先生のお陰です。

私は抽象的な文章が大の苦手で、小論文は全くのお手上げ状態でした。しかし、さっぱりわからなかった問題が、山本先生の手にかかるとちゃんとヒントが隠されており、社会科学の基本を踏まえれば解きほぐせるのがとても面白くて、講義にぐいぐい引き込まれました。先生は、社会科学の基本理論について、歴史・背景・現

実社会との関わりを踏まえて具体的なイメージとともに説明してくださいました。そのため、とても分かりやすく、「理論をケースにあてはめる」という小論文試験に必須の思考を学ぶためにとても有効であったと思います。

また、先生は、お薦めの文献を惜しみなく紹介してくださいました。私は、できるだけそれらの本を読むようにしました。抽象的な文章が苦手な私でしたが、先生による興味深い説明が“導入”となって読み進めることができましたのです。

しばらくすると、自分の新聞の読み方が変わりました。山本先生は、大切な社会科学の基本を繰り返し話してくださいます。それを聞いているうちに、自分の頭の中に社会科学の枠組みのようなものができたようでした。「この記事は、あの理論のこれとそれの対立だな」というように整理して意味づけられるようになったのです。それまで、どう向き合ったら良いのか手探りだった『社会』というものに関するヒントを得たような気持ちでした。「この講義で学ぶことは、社会の中で生きていく上で一生の宝物になるに違いない」と考えた私は、山本先生の指導に従って、本（理論）と新聞（ケース）を読み、先生の講義で両者をつなげる思考を学ぶことを繰り返しました。

さらに、山本先生の講義は、ステートメントを書く際にも大変役立ちました。「社会といかに向き合っていくか」を自分に問い直し、どういう法曹を目指すのかを考える際に、先生から学んだ社会科学の枠組みや現実社会への問題意識が大きなヒントになったからです。

法科大学院入試は長丁場ですから辛い時もあります。山本先生は受験生の不安に配慮し、その時々で受験生が最も興味ある事柄を惜しみなく伝授し励まして下さいます。私が受験を投げ出しそうになった時、先生ご自身が感動したという行政訴訟の話の講義でうかがったお陰で、立ち直れたこともありました。

実は私は、数年前に現行試験に挑戦しようと勉強を始めましたが、暗記が苦手な限界を感じていました。ところが、山本先生の講義によって、社会科学の概念がどう法律とつながっているかを知り、改めて法律への興味が湧いてきました。入試のみならず、入学後も役立つ大切なことを学ぶことができとても感謝しています。

これから受験なさるみなさんにも、目標につながる道が開けることを心よりお祈りしています。

「読んでおくように」がズバリ出た
I.Y.さん

関西学院大（未修）合格
関西大（未修）合格

私は当初、他の予備校で通信添削による小論文対策講座を取っていました。しかし、自己流で書くだけのやり方では不安を感じたため、きちんとした授業形式で行われる小論文対策講座を探していました。そこで、辰巳の「小論文は辰巳が強い！」というパンフレットが目に入り、早速ガイダンスを視聴してみることにしました。いろいろなガイダンスを視聴してから決めようと思っていましたが、最初に山本先生のガイダンスを聞いて感銘を受けたので、受講を即決しました。とにかく、「この授業はすごい！」という感想でした。

山本先生の授業は社会科学に基づくあらゆるテーマを網羅するため、受講し終わった時には、「試験でどんなテーマが出て書ける！」という自信が持てました。実際、受験した大学で出た問題は全て先生が授業で詳しく解説された内容でした。第一志望の関西学院大学では、試験で使われるから読んでおくようにと授業で紹介された「公共哲学」の本がズバリ出ました。先生が紹介して下さった本はできる限り目を通していたので、当日、試験会場で問題の出典を見たときは、書ける！と思いました。試験時間は限られているものの、授業で教わったことを思い出し、じっくり考えた上で、落ち着いて書きだすことができました。

先生の授業を受けると、小論文を書く上で社会科学の基礎理論を知ることがどれほど重要であるかがわかります。独学で、小論文テクニクとしての二項対立構造や利益衡量は学んでいましたが、授業を受けるとそうした考え方は自然に身に付きました。テキストや資料は先生が独自に作成されたもので、膨大なエネルギーと時間をかけて作られたことが、授業を通して伝わってきます。また、時事問題として使われやすい新聞記事も毎回授業で配られるので、最終回までに数百にのぼる重要な記事が収集できました。そして、先生は授業中に疑問点が出てくると、「次回までに調べておきます」と言われ、次の授業で必ず紹介して下さいます。また、重要なことや複雑な内容のときは、レジュメを作成し、配って下さいました。常に学生の目線に立って、考え、説明して下さるので、非常にわかりやすく、授業はとても面白かったです。先生の雑談でさえ、とても勉強になりました。

私は3月から8月にかけて大阪校で受講しましたが、学ぶ内容が非常に濃く、授業内容もハードなので、早くから受講して正解だったと思います。時間に余裕もあったことから、先生が紹介して下さる本にも目を通しておくことができました。ライブで授業を聴けなかったことは残念ですが、ビデオ受講での利点は、先生が大切なことを言われているときは、巻き戻してメモを取ることができることだと思います。

これから、小論文対策の勉強を始める方に、私はこの講座を自信を持ってお勧めいたします。

社会科学の土台を鍛え直して「逆転」

T.T.さん

明治大(未修)合格

私は、山本先生のケーススタディ編とプラクティス編を受講しました。適性試験の結果は、いわゆる「ボーダーライン」に届かず半ば諦めていたのですが、「小論文が書ければ合格できる」という先生の言葉を信じて、受験を継続し、志望校合格を果たすことができました。

ロースクール入試では、現実社会に生じた社会問題を把握し、それを「理論」にあてはめて解決に導きという能力が求められています。それは、ロースクールで学ぶ法律学というものが、社会問題を法的解決に導く過程そのものだからでもあります。山本先生の講座では、現代の法律学の争点の背景となっている社会科学理論を習得できます。私は、大学時に、政治思想史を専攻していたこともあり、「書き方」だけを身につければ足りるだろうという慢心がありました。しかし、先生の講座を

受け、法律学の土台となる社会科学理論の基礎というものを、もう一度、しっかりと鍛える必要性を認識させられました。

現在、法哲学・政治理論といった社会科学理論は、「百家争鳴」の如く議論がされ、大学の講義では、その最新の研究の成果が活かされていると思います。けれども、議論の前提となる学者や研究者が共有している「常識」というものを、きちんと教えてくれるところは少ないのではないのでしょうか。そして、ロースクール小論文で問われるのは、この「常識」の部分です。ロースクール小論文において、「生兵法は大怪我のもと」です。理論は、「知っている」「読んだこと」があるだけでは不十分で、「使いこなす」ことができるようになる必要があるからです。この理論の習得は、独学では困難で、生半可な理解とても危ういというのが現実です。私は、山本先生に何度も指導していただきながら、「合格に達する力」を涵養しました。

また、社会問題を理論によって解決するためには、もう一つ現実社会に生じている社会問題に対する伶俐な目も必要となります。山本先生の講座では、元新聞記者ならではの「新聞の読み方」を中心に、社会問題の読み方も指導して下さります。受験生は、新聞に目を通して、視野を幅広く持つことは必須ですが、山本先生の講座では、プロの目からの新聞の読み方を学べます。さらに、リアルタイムの新聞記事を授業で扱い、時事問題にも強くなります。山本先生は、スクラップを作ることにも強く勧められ、私もその実践を通じて、新聞を緊張感を持って読めるようになりました。「理論」と「事実」の交錯の中で、ブレない理論に対する理解力、ロースクール合格に必要な力が養成されることでしょう。

私は、直前期には、山本先生の講座の教材を何度も復習しました。ケーススタディ編で使用されるテキストは、ロースクール入試を戦うために、それだけで、十分な内容のものです。それに加えて、山本先生は、講座をより深く理解するため、第一線で活躍されている学者や研究者の参考書も紹介して下さります。それは、小論文試験では、自分自身の頭で考えて、解答を導くことが求められるからです。講座のテキストを片手に、先生の紹介して下さった学術書を苦労しながらも読むうちに、現在、社会科学で何が議論されているかも読むことができました。無論、小論文試験における長文読解にも役立ったことは言うまでもありません。

さらに、文章術や答案構成について、説得力のある表現を、山本先生の講座で学ぶことができます。小論文に不可欠なパラグラフ・ライティングは、恥ずかしながら、私は勉強してきませんでした。そして、小論文に必要なのはレトリックではなく、論理と「中身ある内容」であることを学びました。

また、ロースクール小論文では、自説を裏付けるために、反対説との比較が重要になります。独りよがりの文章にならないためのバランス感覚が必要です。講座を通じてアカデミックでバランス感覚のある文章を書く能力が身につきます。説得力のある文章を書くためには、もう一つのバランス感覚、理論と事実のバランスが必要です。自説を裏付けるためには、客観的かつ具体的な事実が必要です。この理論を裏付けるための具体的事実をストックする大切さも学びました。

また、山本先生は、初年度からのロースクール入試の指導経験があり、入試で何が問われているのか、法律家として必要な素養にも、熟知されております。山本先生の講座は、そのエッセンスが散りばめられています。つまり、社会科学の理論ではなく、ロースクール界の常識も学ぶことができるのです。それは、ロースクール入試だけでなく、ロースクール入学後の学習においても、役に立つ基礎力であると

私は確信しています。

ロースクール入試は、試験を受けてみるまで、自分の実力の客観的把握が困難な孤独な受験です。おそらく、独学では、果たして自分には、合格に必要な実力が身についているのかどうか不安でとても苦しい受験になっていたと思います。けれども、私は、山本先生の講座を受けられたことで、ロースクール小論文の勉強は楽しかったです。受講スタイルとして、ケーススタディ編は通信講座で、プラクティス編は通学で受講しました。通信講座の良い点は、自分のペースで、繰り返し学習できることです。適性試験以前の忙しい時期に通学することは困難であると考え、通信にしました。これは、直前期の自分の弱点の重点的克服にも役立ちます。山本先生は、講座の中で、常に受験生を励ましてくださり、合格に必要な力は何かを摘示してくれます。

通学のライブで受講したプラクティス編は、通信では味わえない緊張感と迫力がありました。最新の入試情報を得ることができ、他の受講生との情報交換で、自分の実力も確認できます。8回の答練も、本番さながらの感覚で受けることができます。ロースクール入試を成功させる秘訣は、自分に何が欠けているのかを常に客観視することだと思います。ケーススタディ編とプラクティス編を通して、山本先生の参考答案の他に、同じレベルの受験生の書いたモニター答案も見ることができます。同じ受験生が自分と比べて、どの程度の力を持っているのか、それを知るのは非常に大きなモチベーションに繋がります。

また、ケーススタディ編、プラクティス編ともに、最新情報が込められたテキストや教材を予め配布してくれます。授業を受ける前に、自分で予習して考えることができるので、その分、講義の内容は濃いものになります。

当初の私は、模擬試験や過去問を解いてみても、出題意図が分からないため、何を書いてよいのか分からず、思いつくがままに、マスを埋めるというような状態でした。しかし、いくら高尚なことを書いても、問われたことに答えないとロースクール入試では1点にもなりません。そういう私も、プラクティス編の後半になるころには、出題意図が少しずつ読めるようになり、「書けたのにくやしい」「読めたのに書けない」というような感覚をもてるようになりました。その段階で、もう一度、過去問を説いてみて、「いい問題だ」と思えるようになりました。ロースクール小論文・ロースクール入試には、必ず答えがあります。是非、山本先生の講座を通じて、それを導く力を身につけてください。

政治哲学、生命倫理、人権、国際関係……

K.K.さん

早稲田大合格（稲門法曹奨学金受給）

北海道大（未修、特別選抜枠）合格

中央大（未修）合格

山本先生の講義の受講について

適性試験後に、小論文等の対策をしなくては・・・とあって、軽い気持ちでひとまず辰巳で行われていたガイダンスを受けてみました。

山本先生のガイダンスは、かなり充実した内容が提供されていたことから、その日

に、ケーススタディ編を受講することに決めました。

そして、ケーススタディ編と並行して、ステートメントの講座とりました。さらに、ケーススタディ編を受講後は、各大学別の過去問の検討を中心とする講座も受講しました。これらの大学別の講座は、時間配分や出題傾向等も把握でき、最低限の知識面のフォローとともに速効性があり本番に直結した内容であると感じました。

特に、早稲田のトリプルW特訓講座については、講座で説明いただいた思考方法及び面接での心得を、本番でも実践することで、落ち着いてアドバンテージをとれたと思います。

その後会社を盆休みで休んだ際には、実家に帰らず適性試験前に終了していた、ケーススタディ編も別途DVDブースクラスで申込、一日3コマペースで、一気に受講しました。

このように、適性試験後のほぼすべてのロースクール入試対策については、山本先生の講座のみで行いました。

短期間でそれなりのコマ数をこなすことになり大変でしたが、授業及び答練自体で提供される内容を充実していましたので、個人的には良かったと思います。

山本先生の小論文の授業について

(イ) 小論文の形式面

山本先生の授業は、リード ボディ コンクルージョンの形式で記載し、リードを立てることを重要性やCASEを理論にあてはめる等、自分で独学では、身につけることが難しいハイレベルな内容について教えてください。

その上で、特にプラクティス編の答練は出題可能性の高い予想論点を書く練習を授業の知識を前提として有機的に行うことができます。

私は、最初ころの答練等は、書き方がわからずひどい点数をとっていました。

その後、授業での指示や答練返却後のコメント通りに、なるべく答案のアウトライン構成をしっかりとやり、内容がわかるまで書き始めないようにがまんすること。リードきちんと考えてから流すこと。不安になっても書きすぎて積極ミスを誘発しないこと等意識して記載するようにしたら、だんだんと小論文がかけられるようになり、答練での成績も良くなっていったと思います。

ここでひとつ受講なさる方々にアドバイスですが、答練はおっくうでも出席し(もしくはDVDのブースでも時間をはかって書き)納得がいくものがかげなくとも仮に途中答案であっても提出すべきです。さらに、ライブで受講される方は、講義で使用しても可とのチェックをつけたほうが良いと思います。

というのは、実際に書いてみないとどの程度かけないか把握できないし、書いた結果を他人の観点から指摘してもらわないと、いつまで文章がうまくなならないからです。

(ロ) 小論文の内容面

上記のように形式面だけではなく、講義や答練の解説では、まさに、小論文を出題している大学の教授陣が想定している学術的な背景(理論)をレジюмеや授業で十分に教えていただきました。

私は、法学部出身ではなく、仕事も小論文等とは関係ない職種でしたので、いわゆ

る小論文に必要な法哲学・政治哲学・生命倫理・職業倫理・人権概念・国際関係・必要最低限の法律の基礎概念等々・・・の知識は、ほぼ皆無でした。

これらを山本先生は、初学者でもわかるように噛み砕いて整理して説明してくださいました。そして、授業で提供される内容で出題可能性のある範囲は、ほぼ網羅されていると思いました。

さらに、山本先生は新聞記者であったとの経歴もあり、あてはめ等に使用する具体例(CASE)についても最新の時事問題と学術的な背景がうまくつながるような新聞の切り抜きを授業で配ってくださいました。その上で、レジュメ等で重要時事テーマの解説もしていただきました。

私は、仕事をしていた関係で時間もなかったので、日々定期購読している新聞を読む以外は、他の教材には手を広げずに、授業及び答練で提供されたものを、繰り返し復習するとの対策をとりました。

受験を終えての感想は、まさに、授業や答練で提供される内容は、これ以上ないロースクール入試対策となっており、質・量とも必要十分であったと思いました。

ステートメント対策について

山本先生のステートメント講座の内容に留意して、社会人経験をいかしつつステートメントの記載を行いました。

まず、自己PRと志望動機について、それぞれ1000字程度のものを作成し、その後は、大学の書式毎に修正を加えていく感じでした。

社会人の方は、今までの経験を踏まえて、おおいにステートメントでせめて記載するといいと思います。

仕事との両立について

仕事をされている方は、勉強の時間がとれないこと等で不安があると思います。私も実際に、小論文の対策およびステートメントの記述を行ったのは、適性試験後でしたし、ケーススタディ編等の授業は、ひとまずライブで申し込んでいましたが、仕事の状況により、授業の休みが続いてしまった時期もありました。

また、授業にあわせて、適切に復習の時間がとれていたかということ、決してそんなことは、ありません。

しかし、DVDで土日等にフォローを行うことができたので、なんとか授業の進行についていき、答練は提出していました。

復習については、通勤の往復等でレジュメを読むことや、講座終了後にある程度まとめて読み込む等の対応をとっていました。

また、睡眠時間を削ると仕事及び勉強両方に悪影響を生ずるので、睡眠時間を確保していました。

仕事が忙しいときは、無理せずに仕事を優先することが大事かと思います。さらに、復習等が進まなくとも、睡眠は削らないほうが良いと思います。

また、授業にはなるべく集中し、細切れの時間等をうまく利用するようにしていくのが大事かと思います。

ロースクールの授業と小論文について

山本先生は、小論文に必要な範囲内で、法律の基礎概念等についても授業でコメン

トをしてくださいました。

さらに、自己決定権、平等、人権概念、リベラリズムとリバタリアニズムとの対立、市民社会と国家の関係等の学術的な背景を繰り返し指摘してくださいました。これらの知識は、ロースクールに入学した今、憲法、民法、刑法の基本書を読み込んだり、授業の際の教授のコメントの背景を理解したりするのに、大変役立っています。

また、学年があがれば、職業倫理等の科目も必修でありますし、法哲学等の隣接科目をとる必要もでてきます。

よって、山本先生の小論文の授業を受けることは、まさにロースクールの授業の予習になっていたのだなと、つくづく感じています。

最後に

以上より、まず授業を大事にし、答練を提出し、授業や答練の復習をしていけば、ロースクール入試に必要な知識と技術が身に付くようになっていっていると思います。

ロースクール入試は、やらなければいけないことがたくさんあり、先が見えない不安でつらいこともあるかと思いますが、ひとつずつこなしていけば、自ずと結果は出てくると思います。

法律学の根底にある「社会科学」を学んだ

Y.O.さん

神戸大(未修)合格

立命館大(未修)合格

私が山本先生の講座受講を決めたのは、以前から辰巳法律研究所に信頼を寄せており、かつガイダンスでの先生の発言に感銘を受けたからです。私は当時、小論文において何も知らず、また未修受験では法律科目を問われることはないと思っていました。しかし、ガイダンスで先生は法律の基礎たる社会科学を知らないと小論文は絶対書けない、とおっしゃいました。そして、大学入試レベルの小論文ではロースクールには受からないともおっしゃいました。

私は法学部に所属していましたが、社会科学をまったく知らず、最初は小論文が書けませんでした。書けない理由はまず、問いの内容(しかも法律の根底と繋がる問い)を理解していなかったのです。そこでは自分が法学部出身であることが恥ずかしくなるくらい、学部で法律の授業も「理解した気」になってななあで過ごしていたことに痛切に気づかされました。

先生の授業は常に私たちの身近な話題、出来事から社会科学性と関連づけて説明してくださりました。例えば、電車の駅ホームでの喫煙は、「本人のため」であれば規制は認められにくいですが、「他の人の健康を害するので」規制する場合は認められます。なぜならば、憲法においても民法においても、自己の行為によって他人を害するまで認められないからです。

こう見ると、法学部である方が有利であるとの印象を受けるかもしれませんが。しかし、そのようなことは全く必要ありません。なぜならば、繰り返しますが未修受

験においては法律を聞いているのではなく、その人が法律を勉強する適性を要求されているからです。そして、その適性とは山本先生の授業でのテーマとも言える「社会科学」を理解すれば必ず解け、そしてこの社会科学的理解は入学後の法律の勉強にも非常に役に立ちます。みなさんも、山本先生の講座で合格を勝ち取ってください。応援しています！

法科大学院での学習の支えを得た
M.S.さん
慶應義塾大（未修）合格
早稲田大合格

私は、昨年の法科大学院入試を経験し、今年の4月から慶應義塾大学の未修者コースに在籍しています。ちょうど一年前の今頃、適性試験後に何をしたら、辰巳の講座をどのように利用したら、私の体験談を書かせていただきたいと思います。適性試験後には、大きく分けて2つの対策をしました。ステートメント対策と小論文対策です。適性試験の成績はあくまで参考であり、大学院ごとの個別の入試では、「書く」力が大きな評価対象になっています。そのため適性試験後は、ステートメントと小論文の両方で、法科大学院が求める文章を書くことを目指しました。この「書く」力を養うためにもっとも役立ち、そして今でも私の法律学習の大きな支えとなっているのが、山本先生の講座です。

法科大学院の小論文の試験では、課題文を正確に読み取った上で、それを自分の言葉で再構成し、さらに自己の見解を述べるのが求められます。山本先生の講座では、読解のための手助けとして、さらには自己の見解を述べるための素材として、社会科学の基礎教養を身につけることが目指されていました。私は、課題文を読んでも、何を書いたら良いか分からなくなってしまうことが良くありました。そのため、この講座が目指しているものこそ、当時の自分に足りないものだと感じ、講座の受講を決めました。講座では、実際に出題された問題を素材に、いくつかの種類化された基礎教養を学ぶことが出来ます。私は、山本先生の講座を受講したことで、要約や課題文のまとめをただの短縮文で終わらせるのではなく、自分で大胆に再構成する方法を学びました。また、とにかく論理的に書ければ良いと思っていた時の答案から、自己の見解を社会科学の基礎教養で裏打ちしたものへと立体的に変化させることが出来たと思っています。

それだけでなく、より直接的に私の合格に直結した講座としては、早稲田面接対策講座があります。大学院の個別試験が始まる直前に早稲田面接対策講座を受けることで、それまでに学んだ重要な考え方を総整理することが出来ました。さらに私の場合、早稲田面接対策講座で演習した問題が、殆んどそのまま慶應義塾大学本試験で出題されたのです。早慶両方の合格はまさに、山本先生の小論文講座と早稲田面接対策講座によるものだと思っています。

また、山本先生の小論文の講座を受講したことは、ステートメント対策としても大きく役立ちました。というのも、当時の私は、法律家になりたいとは思ってはいるものの、自分の頭の中にある思いをどう表現したら良いかが分かりませんでした。しかし、山本先生の講座を受け、社会における法や法律家の役割を考え直すことで、

個人的な経験に基づく主観的な志望理由から、社会におけるさまざまな角度から幾重にも肉付けされた志望理由へと変化させるきっかけを得ました。そのため、ステートメント対策においても、山本先生の小論文講座は有用でした。

したがって、私にとって山本先生の小論文講座は、法科大学院の個別試験に合格する力を養うためになくてはならないものだったといえると思います。さらに、講座で得た書く力と、社会科学の基礎教養は、私が現在法律を勉強する上でも、大きな支軸となっていると確信しています。法科大学院入試の合格と、さらにはその後の新司法試験へ向けての法科大学院での学習のために、大きな力を養うことが出来る講座として、山本先生の講座を推奨します。